

令和6年2月14日提出

閱 覧 用

令和6年2月市議会定例会

説明書・参 考

議案第19号～議案第30号

島 田 市

説 明 書

議案第19号 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるようにするとともに、令和5年8月の人事院勧告により国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、本市においても国と同様に会計年度任用職員の給料を引き上げるため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第20号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、市の指定を受けた居宅介護支援事業者が、直接、指定介護予防支援の提供を行うことが可能となったことから、指定等に係る審査の手数料の額を定めるため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第21号 島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能になったことから、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から証明書の交付ができるようにするとともに、窓口でマイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書の交付ができるようにするため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第22号 島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市消費生活センターを島田市民総合施設プラザおおるりから、島田市役所本庁舎に移転させるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第23号 島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例について

昨今の記録的な大雨などによる家屋の被害状況に鑑み、災害により被害を受けた市民に対する見舞金等の額の変更を行うため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日

から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第24号 島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

こども基本法（令和4年法律第77号）の施行に伴い、子どもや子育て世代に加え、青少年や若者を含めた幅広い年齢層を支援対象とした計画の策定に当たり、青少年等に関する施策についても島田市子ども・子育て会議において審議を行うため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第25号 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

第9期島田市介護保険事業計画の策定に当たり、令和6年度から令和8年度までに見込まれる介護給付費等の支払いに対応するとともに、負担能力に応じた介護保険料を設定するため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第26号 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に伴い、作成したケアプランにおける各サービスの割合等に関する利用者への説明の緩和とともに、介護支援専門員1人当たりの取扱い件数の引き上げ、身体拘束に関する規定の追加等のため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第27号 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準の緩和等のため、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第28号 **※本案は撤回となりました。**

議案第29号 島田市・川根町まちづくり計画の変更について

島田市・川根町まちづくり計画について、合併推進事業債を活用するための改正を行うとともに、人口推計や財政計画等の時点修正を行うもので、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別冊のとおりです。

議案第30号 島田市・金谷町新市建設計画の変更について

議案第29号で変更する島田市・川根町まちづくり計画と整合を確保するために人口推計や財政計画等の時点修正を行うもので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別冊のとおりです。

目 次

議案第19号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	6
議案第20号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	16
議案第21号	島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	18
議案第22号	島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	24
議案第23号	島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	26
議案第24号	島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	30
議案第25号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	32
議案第26号	島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	38
議案第27号	島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	46
議案第28号	※本案は撤回となりました。	

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

議案第19号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

新 条 文

(会計年度任用職員の給与の種類等)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(技能労務会計年度任用職員を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(技能労務会計年度任用職員を除く。以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

3 技能労務会計年度任用職員の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める種類とする。

(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当

4 省略

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第12条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 省略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 給与条例第17条の4の規定は、パートタイム会計年度任用職員(任期の定めが6月未満の者及び1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。)について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)」において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項において同じ。)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員として

対 照 表

旧 条 文

(会計年度任用職員の給与の種類等)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(技能労務会計年度任用職員を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(技能労務会計年度任用職員を除く。以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

3 技能労務会計年度任用職員の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める種類とする。

(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

4 省略

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 省略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 省略

の在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	181,800
2	163,200	183,200
3	164,400	184,600
4	165,500	186,000
5	166,600	187,300
6	167,700	189,600
7	168,800	191,800
8	169,900	194,000
9	170,900	196,200
10	172,300	197,900
11	173,600	199,400
12	174,900	200,900
13	176,100	202,400
14	177,600	203,800
15	179,100	205,200
16	180,700	206,600
17	181,800	208,000
18	183,200	209,700
19	184,600	211,400
20	186,000	212,900
21	187,300	214,400
22	189,600	216,200
23	191,800	217,900
24	194,000	219,600
25	196,200	221,100

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
<u>1</u>	<u>150,100</u>	<u>169,800</u>
<u>2</u>	<u>151,200</u>	<u>171,200</u>
<u>3</u>	<u>152,400</u>	<u>172,600</u>
<u>4</u>	<u>153,500</u>	<u>174,000</u>
<u>5</u>	<u>154,600</u>	<u>175,300</u>
<u>6</u>	<u>155,700</u>	<u>177,800</u>
<u>7</u>	<u>156,800</u>	<u>180,300</u>
<u>8</u>	<u>157,900</u>	<u>182,800</u>
<u>9</u>	<u>158,900</u>	<u>185,200</u>
<u>10</u>	<u>160,300</u>	<u>186,900</u>
<u>11</u>	<u>161,600</u>	<u>188,500</u>
<u>12</u>	<u>162,900</u>	<u>190,200</u>
<u>13</u>	<u>164,100</u>	<u>191,700</u>
<u>14</u>	<u>165,600</u>	<u>193,400</u>
<u>15</u>	<u>167,100</u>	<u>195,200</u>
<u>16</u>	<u>168,700</u>	<u>196,900</u>
<u>17</u>	<u>169,800</u>	<u>198,500</u>
<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>200,300</u>
<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>202,100</u>
<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>203,900</u>
<u>21</u>	<u>175,300</u>	<u>205,400</u>
<u>22</u>	<u>177,800</u>	<u>207,200</u>
<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>209,000</u>
<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>210,800</u>
<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>212,400</u>

<u>26</u>	<u>197,900</u>	<u>222,600</u>
<u>27</u>	<u>199,400</u>	<u>224,100</u>
<u>28</u>	<u>200,900</u>	<u>225,600</u>
<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>226,800</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
<u>1</u>	<u>264,700</u>	<u>346,600</u>	<u>406,900</u>
<u>2</u>	<u>267,200</u>	<u>349,600</u>	<u>409,600</u>
<u>3</u>	<u>269,600</u>	<u>352,400</u>	<u>412,100</u>
<u>4</u>	<u>272,000</u>	<u>355,300</u>	<u>414,700</u>
<u>5</u>	<u>274,100</u>	<u>357,800</u>	<u>417,100</u>
<u>6</u>	<u>277,600</u>	<u>360,800</u>	<u>419,100</u>
<u>7</u>	<u>281,100</u>	<u>363,800</u>	<u>420,900</u>
<u>8</u>	<u>284,500</u>	<u>366,600</u>	<u>422,800</u>
<u>9</u>	<u>288,100</u>	<u>368,700</u>	<u>424,600</u>
<u>10</u>	<u>291,600</u>	<u>371,200</u>	<u>427,300</u>
<u>11</u>	<u>295,200</u>	<u>373,900</u>	<u>429,800</u>
<u>12</u>	<u>298,700</u>	<u>376,400</u>	<u>432,200</u>
<u>13</u>	<u>302,200</u>	<u>379,100</u>	<u>434,400</u>
<u>14</u>	<u>306,100</u>	<u>382,500</u>	<u>436,900</u>
<u>15</u>	<u>310,000</u>	<u>385,500</u>	<u>438,900</u>
<u>16</u>	<u>313,600</u>	<u>388,800</u>	<u>441,000</u>
<u>17</u>	<u>317,200</u>	<u>391,800</u>	<u>443,000</u>
<u>18</u>	<u>320,700</u>	<u>394,400</u>	<u>445,200</u>
<u>19</u>	<u>324,200</u>	<u>396,800</u>	<u>447,400</u>
<u>20</u>	<u>327,700</u>	<u>399,300</u>	<u>449,500</u>
<u>21</u>	<u>331,300</u>	<u>401,900</u>	<u>450,900</u>
<u>22</u>	<u>335,000</u>	<u>403,900</u>	<u>453,300</u>
<u>23</u>	<u>338,400</u>	<u>405,500</u>	<u>455,600</u>
<u>24</u>	<u>341,700</u>	<u>407,100</u>	<u>457,800</u>
<u>25</u>	<u>345,000</u>	<u>408,800</u>	<u>459,800</u>

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級	1級	2級	3級
------	----	----	----

<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>214,200</u>
<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>216,000</u>
<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>217,800</u>
<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>219,200</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
<u>1</u>	<u>253,600</u>	<u>338,400</u>	<u>400,400</u>
<u>2</u>	<u>256,100</u>	<u>341,400</u>	<u>403,300</u>
<u>3</u>	<u>258,600</u>	<u>344,200</u>	<u>405,900</u>
<u>4</u>	<u>261,100</u>	<u>347,100</u>	<u>408,600</u>
<u>5</u>	<u>263,300</u>	<u>349,800</u>	<u>411,000</u>
<u>6</u>	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>	<u>413,300</u>
<u>7</u>	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>	<u>415,400</u>
<u>8</u>	<u>274,700</u>	<u>358,700</u>	<u>417,300</u>
<u>9</u>	<u>278,300</u>	<u>361,100</u>	<u>419,500</u>
<u>10</u>	<u>282,300</u>	<u>363,700</u>	<u>422,200</u>
<u>11</u>	<u>286,300</u>	<u>366,400</u>	<u>424,800</u>
<u>12</u>	<u>290,300</u>	<u>369,200</u>	<u>427,500</u>
<u>13</u>	<u>294,000</u>	<u>372,100</u>	<u>429,900</u>
<u>14</u>	<u>298,000</u>	<u>375,600</u>	<u>432,400</u>
<u>15</u>	<u>301,900</u>	<u>378,600</u>	<u>434,800</u>
<u>16</u>	<u>305,700</u>	<u>382,200</u>	<u>437,300</u>
<u>17</u>	<u>309,300</u>	<u>385,600</u>	<u>439,300</u>
<u>18</u>	<u>312,800</u>	<u>388,300</u>	<u>441,700</u>
<u>19</u>	<u>316,300</u>	<u>390,800</u>	<u>444,000</u>
<u>20</u>	<u>319,800</u>	<u>393,400</u>	<u>446,400</u>
<u>21</u>	<u>323,400</u>	<u>396,100</u>	<u>447,900</u>
<u>22</u>	<u>327,100</u>	<u>398,300</u>	<u>450,300</u>
<u>23</u>	<u>330,500</u>	<u>400,200</u>	<u>452,600</u>
<u>24</u>	<u>333,800</u>	<u>401,800</u>	<u>454,900</u>
<u>25</u>	<u>337,300</u>	<u>403,800</u>	<u>456,900</u>

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職務の級	1級	2級	3級
------	----	----	----

号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100
2	168,600	204,400	237,400
3	170,000	205,900	238,700
4	171,400	207,300	239,900
5	172,700	208,800	241,100
6	174,500	210,000	242,300
7	176,200	211,200	243,400
8	177,800	212,400	244,500
9	179,400	213,800	245,400
10	181,100	215,300	246,500
11	182,700	216,800	247,800
12	184,600	218,300	248,900
13	186,000	219,700	250,200
14	187,800	221,200	251,400
15	189,800	222,700	252,600
16	191,600	224,200	253,800
17	193,500	225,500	254,600
18	194,700	226,800	255,800
19	196,200	228,200	256,900
20	197,600	229,500	258,000
21	198,800	230,600	259,200
22	200,300	231,700	260,000
23	201,700	232,800	260,800
24	203,000	233,900	261,600
25	204,600	235,000	262,500

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600
2	184,900	212,900	255,000
3	186,400	214,900	256,500
4	187,800	216,800	257,900
5	189,300	218,800	259,100
6	190,800	220,600	259,900

号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800
2	156,500	193,100	228,400
3	157,900	194,700	230,000
4	159,300	196,300	231,600
5	160,500	197,800	233,000
6	162,300	199,300	234,600
7	164,000	200,900	236,100
8	165,600	202,400	237,700
9	167,200	204,000	238,600
10	168,900	205,700	240,000
11	170,500	207,300	241,400
12	172,300	209,000	242,500
13	173,700	210,400	244,000
14	175,500	212,000	245,300
15	177,400	213,600	246,500
16	179,200	215,200	247,800
17	181,100	216,600	248,600
18	182,600	218,200	249,800
19	184,400	219,900	250,900
20	186,200	221,600	252,000
21	187,700	222,900	253,400
22	189,200	224,400	254,200
23	190,700	225,800	255,100
24	192,200	227,300	256,000
25	193,800	228,500	257,000

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（三）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600
2	171,300	198,900	245,400
3	172,800	200,900	247,200
4	174,200	202,800	249,000
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700

<u>7</u>	<u>192,300</u>	<u>222,400</u>	<u>260,700</u>
<u>8</u>	<u>193,800</u>	<u>224,100</u>	<u>261,400</u>
<u>9</u>	<u>195,000</u>	<u>225,800</u>	<u>262,100</u>
<u>10</u>	<u>196,700</u>	<u>227,200</u>	<u>262,800</u>
<u>11</u>	<u>198,300</u>	<u>228,500</u>	<u>263,600</u>
<u>12</u>	<u>199,800</u>	<u>229,400</u>	<u>264,300</u>
<u>13</u>	<u>201,200</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>
<u>14</u>	<u>203,200</u>	<u>231,800</u>	<u>266,000</u>
<u>15</u>	<u>205,300</u>	<u>232,800</u>	<u>266,800</u>
<u>16</u>	<u>207,300</u>	<u>233,700</u>	<u>267,700</u>
<u>17</u>	<u>209,300</u>	<u>234,800</u>	<u>268,200</u>
<u>18</u>	<u>211,300</u>	<u>236,200</u>	<u>269,000</u>
<u>19</u>	<u>213,400</u>	<u>237,600</u>	<u>269,800</u>
<u>20</u>	<u>215,400</u>	<u>238,700</u>	<u>270,600</u>
<u>21</u>	<u>217,300</u>	<u>239,800</u>	<u>271,300</u>
<u>22</u>	<u>219,000</u>	<u>241,400</u>	<u>272,000</u>
<u>23</u>	<u>220,700</u>	<u>243,100</u>	<u>272,700</u>
<u>24</u>	<u>222,400</u>	<u>244,500</u>	<u>273,500</u>
<u>25</u>	<u>223,700</u>	<u>245,700</u>	<u>274,300</u>

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

<u>7</u>	<u>178,600</u>	<u>209,100</u>	<u>252,800</u>
<u>8</u>	<u>180,100</u>	<u>211,200</u>	<u>254,100</u>
<u>9</u>	<u>181,300</u>	<u>213,200</u>	<u>254,900</u>
<u>10</u>	<u>183,000</u>	<u>214,600</u>	<u>255,800</u>
<u>11</u>	<u>184,600</u>	<u>216,000</u>	<u>256,700</u>
<u>12</u>	<u>186,100</u>	<u>217,200</u>	<u>257,500</u>
<u>13</u>	<u>187,500</u>	<u>218,600</u>	<u>258,600</u>
<u>14</u>	<u>189,500</u>	<u>220,000</u>	<u>259,600</u>
<u>15</u>	<u>191,500</u>	<u>221,500</u>	<u>260,400</u>
<u>16</u>	<u>193,500</u>	<u>222,700</u>	<u>261,300</u>
<u>17</u>	<u>195,500</u>	<u>224,100</u>	<u>261,800</u>
<u>18</u>	<u>197,500</u>	<u>225,600</u>	<u>262,700</u>
<u>19</u>	<u>199,500</u>	<u>227,100</u>	<u>263,500</u>
<u>20</u>	<u>201,500</u>	<u>228,600</u>	<u>264,300</u>
<u>21</u>	<u>203,500</u>	<u>229,700</u>	<u>265,200</u>
<u>22</u>	<u>205,400</u>	<u>231,400</u>	<u>265,900</u>
<u>23</u>	<u>207,500</u>	<u>233,100</u>	<u>266,800</u>
<u>24</u>	<u>209,600</u>	<u>234,700</u>	<u>267,600</u>
<u>25</u>	<u>211,200</u>	<u>236,000</u>	<u>268,600</u>

備考 この表は、保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

議案第20号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
88	介護保険法第115条の21において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料			1件につき8,000円
89	介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者指定申請手数料			1件につき15,000円
90	介護保険法第115条の31において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料			1件につき8,000円
91	省略				
92	省略				

備考 省略

対 照 表

旧 条 文					
別表（第2条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
88	介護保険法第115条の21において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料			1件につき8,000円
<u>89</u>	省略				
<u>90</u>	省略				

備考 省略

議案第21号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市印鑑条例及び島田市手数料条例

新 条 文

○島田市印鑑条例（第1条関係）

（印鑑登録証の引替交付）

第8条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を著しく汚損若しくは毀損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に引替交付を申請することができる。ただし、市長が、登録されている印鑑登録証であることを確認できないときは、次条の規定を準用する。

2 省略

（印鑑登録証明書の交付）

第10条 省略

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。

(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添付した場合

(2) 島田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年島田市条例第32号）第3条第1項に規定する方法により申請した場合

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするものとする。

4 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請書と印鑑登録証（第2項の規定により印鑑登録証の添付を要しない場合（同項第1号の規定に該当する場合に限る。）にあつては、個人番号カード）及び印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

○島田市手数料条例（第2条関係）

別表（第2条関係）

対 照 表

旧 条 文

○島田市印鑑条例（第1条関係）

（印鑑登録証の引替交付）

第8条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を著しく汚損若しくはき損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に引替交付を申請することができる。ただし、市長が、登録されている印鑑登録証であることを確認できないときは、次条の規定を準用する。

2 省略

（印鑑登録証明書の交付）

第10条 省略

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認をするものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請書と印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

○島田市手数料条例（第2条関係）

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
9	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄抄本等 交付手数料			1通につき450円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「 <u>公的個人認証法</u> 」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（ <u>公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。</u> ）を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、 <u>必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するもの</u> をいう。以下同じ。）により証明書の交付を受ける場合にあつては、1通につき350円)
省略					

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
9	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄抄本等 交付手数料			1通につき450円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより証明書の交付を受ける場合にあっては、1通につき350円）
省略					

16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票又は同法第20条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	住民票又は戸籍の附票の写し交付手数料			1通につき300円（個人番号カード又は移動端末設備を利用して、多機能端末機により住民票又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合にあつては、1通につき200円）
省略					
23	島田市印鑑条例第10条第4項及び第5項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料			1通につき300円（個人番号カード又は移動端末設備を利用して、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受ける場合にあつては、1通につき200円）
省略					

備考 省略

16	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票又は同法第20条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写しの交付	住民票又は戸籍の附票の写し交付手数料			1通につき300円（個人番号カードを利用して、 <u>多機能端末機に必要な事項を入力することにより住民票又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合</u> にあつては、1通につき200円）
省略					
23	島田市印鑑条例第10条第3項及び第4項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料			1通につき300円（個人番号カードを利用して、 <u>多機能端末機に必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受ける場合</u> にあつては、1通につき200円）
省略					

備考 省略

議案第22号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

新 条 文

(名称及び所在地)

第2条 消費生活センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
島田市消費生活センター	島田市中心中央町1番の1

対 照 表

旧 条 文

(名称及び所在地)

第2条 消費生活センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
島田市消費生活センター	島田市中央町5番の1

議案第23号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市災害見舞に関する条例

新 条 文

(交付の要件)

第3条 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録された者で、災害により被害を受けた世帯主又は災害により死亡した者の遺族（以下「被災者等」という。）に対し、見舞金等を交付することができる。

(見舞金等の額)

第4条 見舞金等の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自己の居住の用に供する住宅が全焼し、全壊し、又は流失したとき 10万円以内

(2) 自己の居住の用に供する住宅が半焼し、又は半壊したとき 5万円以内

(3) 省略

2 省略

3 省略

(見舞金等を交付する遺族)

第5条 見舞金等を交付する第3条に規定する遺族の範囲及び順位については、島田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年島田市条例第80号）第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「弔慰金」とあるのは「見舞金等」と、「支給」とあるのは「交付」と読み替えるものとする。

(交付の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金等の全部又は一部を交付しないことができる。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける場合

(2) 島田市災害弔慰金の支給等に関する条例第2章に規定する災害弔慰金又は同条例第3章に規定する災害障害見舞金の支給を受ける場合

(3) 災害による被害が被災者等又は当該被害を受けた世帯の世帯員の故意又は重大な過失によるものである場合

(届出等)

第7条 被災者等は、市長が別に定める日までに、災害による被害の状況を市長に届け出るものとする。ただし、市長が消防署長による火災等の調査により災害による被害の状況を確認した場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は同項ただし書の規定により災害による被害の状況を確認したときは、速やかに交付の要否を審査し、被災者等に見舞金等を交付するものとする。

対 照 表

旧	条	文
		(交付の要件)
第3条		市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録された者で、災害を受けた世帯主又は災害により死亡した者の遺族に対し、見舞金等を交付することができる。
		(見舞金等の額)
第4条		見舞金等の額は、次に掲げるとおりとする。
	(1)	自己の居住の用に供する住宅又は家財が全焼、全壊又は流失したとき 5万円以内
	(2)	自己の居住の用に供する住宅又は家財が半焼し、又は半壊する等著しく損傷したとき 3万円以内
	(3)	省略
2		省略
3		省略
		(交付の制限)
第5条		市長は、災害が一時的に多数発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至ったときは、見舞金等の全部又は一部を交付しないことができる。
2		市長は、交付を受くべき者が故意にその事由を生ぜしめたときは、見舞金等は、 <u>交付しない。</u>

(委任)

第8条 省略

(委任)

第6条 省略

例規名 島田市子ども・子育て会議条例

新 条 文

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策その他関連する施策に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 省略

対 照 表

旧 条 文
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) <u>島田市子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特定教育・保育施設に関すること。</u></p> <p>(4) <u>特定地域型保育事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</u></p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 子ども・子育て会議は、委員<u>15人</u>以内で組織する。</p> <p>2 省略</p>

新 条 文

(保険料率)

第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 27,300円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 38,100円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 41,400円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 54,000円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 60,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 66,000円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）が120万円未滿であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 78,000円

ア 合計所得金額が210万円未滿であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 90,000円

ア 合計所得金額が320万円未滿であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

対 照 表

旧 条 文

(保険料率)

第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 29,760円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 41,664円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,640円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 53,568円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,520円

(6) 次のいずれかに該当する者 65,472円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。）が125万円未滿であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 77,376円

ア 合計所得金額が200万円未滿であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 89,280円

ア 合計所得金額が300万円未滿であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

もの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 102,000円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 105,000円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 108,000円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 114,000円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 126,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,100円」とあるのは、「26,100円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用

もの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 101,184円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 104,160円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 107,136円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、17,856円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「17,856円」とあるのは、「26,784円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用

する。この場合において、第2項中「17,100円」とあるのは、「41,100円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 省略

2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略

する。この場合において、第2項中「17,856円」とあるのは、「41,664円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 省略

2 省略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略

新 条 文

(従業者の員数)

第5条 省略

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第28号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 省略

2 省略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 省略

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

対 照 表

例

旧 条 文
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が<u>35</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合</u>（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>第3章 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 省略</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所に</u></p>

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 省略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 省略

(2) 省略

6 省略

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 省略

9 省略

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生

において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 省略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 省略

(2) 省略

5 省略

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 省略

8 省略

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 省略

(2) 省略

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(3)

↳ 省略

(13)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、^{こうくう}口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 省略

(16)

↳ 省略

(19)

(19)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働

(3)

↳ 省略

(13)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{こうくう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者^に面接すること。

イ 省略

(16)

↳ 省略

(19)

(19)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働

大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないこと。

(20)

） 省略

(27)

(28) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

(29) 省略

2 省略

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録等の整備)

第32条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 第16条第1項第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(20)

） 省略

(27)

(28) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

(29) 省略

2 省略

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録等の整備)

第32条 省略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

議案第27号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

新 条 文

(従業者の員数)

第5条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をい

対 照 表

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

旧	条	文
		(従業者の員数) 第5条 <u>指定介護予防支援事業者</u> は、当該指定に係る事業所（以下「 <u>指定介護予防支援事業所</u> 」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「 <u>担当職員</u> 」という。）を置かなければならない。
		(管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者</u> は、 <u>指定介護予防支援事業所</u> ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>前項に規定する管理者</u> は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、 <u>指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は</u> 、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。
		第3章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 省略 2 <u>指定介護予防支援事業者</u> は、 <u>指定介護予防支援の提供の開始に際し</u> 、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、 <u>介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり</u> 、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をい

う。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4

） 省略

8

（利用料等の受領）

第13条 省略

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、公正性及び中立性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2) 省略

(3) 省略

- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定（第33条第1項第30号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

（掲示）

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示し

う。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4

↳ 省略

8

(利用料等の受領)

第13条 省略

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、公正性及び中立性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 省略

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該指定介護予防支援を提供した日をいう。）から5年間保存しなければならない。
 - (1)
 - ㄋ 省略
 - (3)
 - (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 第33条第1項第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第1項第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (3)
 - ㄋ 省略
- (16)
- (17) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、かつ、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。
 - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該指定介護予防支援を提供した日をいう。）から5年間保存しなければならない。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 第28条第2項の苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3)

↳ 省略

(16)

(17) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、かつ、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及び

用者と面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イのただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 省略

(18)

（ 省略

(29)

(30) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないこと。

2 省略

サービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 省略

(18)

（ 省略

(29)

2 省略

※本案は撤回となりました。

※本案は撤回となりました。